

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第40号。以下、「規程」という。）第19条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第16条の規定による指定の取消し
- (2) 規程第17条の規定による指定の停止

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、水道技術管理者、総務部長、事業部長、財務課長、契約財産課長、計画課長、技術・危機管理課長、事業管理課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者又は関係職員の出席を求め、説明もしくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。